(仮称) 鹿角市学習文化交流施設基本設計業務公募型プロポーザル実施要項

I 一般事項

1 目的

本要項は、当該施設の基本設計業務にあたり、創造性、技術性、安全性に優れ、さらに は設計を行う過程において市民や行政と一体となって進めていくことができる優れた設 計者を選定するため、公募型プロポーザル方式により技術提案を求め、この業務に最も適 した基本設計委託候補者を選定することを目的とします。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

(仮称) 鹿角市学習文化交流施設基本設計業務公募型プロポーザル

(2) プロポーザルの方式 公募型プロポーザル

3 主催者及び事務局

(1) 主催者

鹿角市

(2) 事務局

鹿角市総務部政策企画課政策推進班

〒018-5292

秋田県鹿角市花輪字荒田4-1

TEL: 0186-30-0292 FAX: 0186-30-1122

E-mail: seisaku@city.kazuno.lg.jp

4 計画の概要

(1) 計画地の概要

①敷地の位置 秋田県鹿角市花輪字八正寺地内

②敷地面積 約 14,000 ㎡

③用途地域 第二種住居地域(建ペい率60%、容積率200%)

一部商業地域(建ペい率80%、容積率400%)

④防火地域 指定なし(建築基準法第22条区域)

一部準防火地域(商業地域部分)

⑤周辺道路(現状) 東側 国道282号 幅員16m

西側 市道組合病院 4 号線 幅員 4.0m~4.8m 南側 市道組合病院 1 号線 幅員 2.2m~5.1m

北側 市道八正寺久保田線 幅員 3.8m~7.2m

⑥敷地関係図 別図1、別図2のとおり

(2) 施設の概要

①構 造 建築基準法等関係法令に適合したもの

②延床面積 6,800 m²程度

内訳 図書館 1.700 ㎡程度

文化ホール 2,100 ㎡程度

市民センター 1,000 ㎡程度

子育て支援施設 400 m²程度

交流広場 500 ㎡程度

③施設の内容等

ア 図書館は「図書館法」に基づく公立図書館施設の要件を満たすもの。

- イ 文化ホールは「興行場法」に基づく興行場施設の要件を満たすもの。
- ウ 市民センターは「社会教育法」に基づく公民館施設の要件を満たすもの。
- エ その他関係法令を遵守すること。
- オ 施設の内容等は「資料1(仮称)学習文化交流施設基本計画」のとおり。
- ④付带施設 屋外交流広場 2,000 ㎡程度

駐車場 200 台程度

⑤想定事業費 概ね33億円程度(本体工事、外構工事、調査・設計・監理委託費、

備品費等を含む概算事業費総額(消費税込)、ただし、確定したも

のではありません。)

(3) 事業スケジュール (予定)

平成 23 年度 基本設計、実施設計

平成 24 年度 実施設計、本工事

平成 25 年度 本工事

平成 26 年度 本工事、外構工事

- 5 プロポーザル実施スケジュール
 - (1) 実施要項等の請求受付期間

平成23年4月22日(金)~平成23年5月16日(月)

(2) プロポーザル参加に係わる質問書の受付期限

平成23年5月9日(月)

(3) 質問書に対する回答期日

平成23年5月12日(木)

(4) 参加表明書の提出期限

平成23年5月16日(月)

- (5) 参加資格要件審査の回答期日 平成23年5月19日(木)
- (6) 技術提案書の提出期限 平成23年6月16日(木)
- (7) 技術提案書による一次審査平成23年6月23日(木)(予定)
- (8) 公開ヒアリング及び二次審査 平成23年6月30日(木)(予定)

6 参加資格等

- (1) 参加者は次のすべての要件を満たしていること。
 - ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。
 - ②参加表明書の提出時点において、国及び地方公共団体から、建設コンサルタント業務(建築設計業務)に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ③建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - ④平成8年度以降に、下記の全ての施設の建築設計実績を有していること。
 - ア 延床面積500㎡以上の図書館
 - イ 客席500席以上の文化ホール
 - ウ 延床面積3,000㎡以上の複合文化施設※
 - ※:複合文化施設とは、劇場、観覧場、公会堂、コンサートホール、地区コミュニティ施設、公民館、図書館、美術館、博物館、郷土資料館等のうち、2以上の施設・機能で構成された施設
- (2) 参加表明書の提出は、参加を表明する一級建築士事務所で1提案とする。
- (3) 参加表明書を提出できる者は本業務に関する専門分野(管理技術者及び意匠担当主任技術者を除く)について、協力者(協力事務所)を加えることができる。ただし、この協力者(協力事務所)となった者及びその者の所属する一級建築士事務所は、本プロポーザルにおいて参加資格を有しない。

7 実施要項の交付

- (1) 交付方法 実施要項の交付は事務局(鹿角市役所政策企画課)の窓口及び鹿角市ホームページ上で行います。(実施要項及び各種申請書類は鹿角市ホームページからダウンロードできます。)郵送で請求する場合は、事務局宛に返信先を明記し、返信用切手390円を添えて郵送で請求してください。
- (2) 交付期間 平成23年4月22日(金)から平成23年5月16日(月)まで

午前8時30分から午後5時まで(土曜、日曜、国民の祝日を除く)

(3) 交付場所 鹿角市総務部政策企画課政策推進班

T018-5292

秋田県鹿角市花輪字荒田4-1

TEL: 0186-30-0292 FAX: 0186-30-1122

E-mail: seisaku@city.kazuno.lg.jp

Ⅲ 審査・選定

1 選定の方法

所定の参加表明書及び資格審査資料を提出した者のうち、参加資格を満たす者が技術 提案書を提出できます。

参加資格を満たさない者から参加表明書の提出があった場合には、該当者にその旨を 通知し、その者は技術提案書を提出することはできません。

技術提案書の提出のあった者の中から、1次審査(書類審査)により5者程度を選定します。後日、1次審査で選定した者を対象に2次審査としてヒアリングを実施し、最終選考の上、最優秀及び優秀各1者を選定します。

2 参加表明書の提出

(1) 提出書類 「参加表明書」(様式1)

「事務所の概要」(様式2)

「事務所の設計実績一覧表」(様式3)

- (2) 提出期限 平成23年5月16日(月)午後5時まで
- (3) 提出場所 事務局
- (4) 提出方法 持参又は郵送(宅配可)とします。電子メール・ファクシミリによる 提出は受理しません。持参する場合は、土曜、日曜、国民の祝日を除く 各日午前8時30分から午後5時までとします。なお、封筒の表には本 プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるよう記載してくだ さい。
- (5) 資格審査 参加申込者の資格要件等を確認し、平成23年5月19日(木)午後 5時までに事務局より電子メールもしくはファクシミリで参加資格要 件確認結果を通知します。

3 質疑応答

質問は質問書の提出により行うこととし、口頭による質問は受け付けません。

- (1) 質問書の提出
 - ①提出期限 平成23年5月9日(月)午後5時まで

- ②提出場所 事務局
- ③提出方法 「質問書」(別紙1)により作成し、電子メールで提出してください。 なお、送信後は確認のため事務局まで電話連絡してください。

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、平成23年5月12日(木)までに鹿角市ホームページに掲載します。

なお、質問への回答内容は本実施要項等の追加又は修正とみなします。

4 技術提案書の提出

- (1) 提出書類 「提出書類作成要領【技術提案】」に規定する書類
- (2) 提出期限 平成23年6月16日(木)午後5時必着
- (3) 提出場所 事務局: 鹿角市総務部政策企画課
- (4) 提出方法 持参又は郵送(宅配可)とします。電子メール・ファクシミリによる 提出は受理しません。持参する場合は、土曜、日曜、国民の祝日を除く 各日午前8時30分から午後5時までとします。なお、封筒の表には本 プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるよう記載してくだ さい。
- (5) 再提出等 提出後の追加及び変更は認めません。
- (6) 費用負担 提出図書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とします。

5 設計者の選定

(1) 審査委員会

設計者の選定は、下記の7名の委員で組織する(仮称) 鹿角市学習文化交流施設 基本設計プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行います。

委員(敬称略、〇:委員長)

〇谷津 憲司 (東北工業大学工学部建築学科教授)

松本 真一 (秋田県立大学システム科学技術学部建築環境システム学科教授)

五十子 幸樹 (東北大学大学院工学研究科准教授)

高木 豊平 (鹿角市芸術文化協会会長)

高谷 秀和 (鹿角青年会議所アドバイザー)

阿部 一弘 (鹿角市副市長)

青澤 敏博 (鹿角市教育部長)

(2) 選定基準

別添「技術提案評価項目表 (評価基準)」の項目及び配点により評価します。

6 技術提案の審査・選定

(1) 第 1 次審査(書類審査)

審査委員会が、提出された技術提案者の中から、「設計事務所の経歴及び能力」、「設計手の経歴、能力及び実施方針」、「課題に対する技術提案」等ついて評価を行い、第2次審査に進む5者程度を選定します。

第1次審査の結果は、技術提案者全員に文書で通知します。選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けません。

(2) 第2次審査(公開ヒアリング)

第1次審査で選定された者を対象に、プレゼンテーション等に対するヒアリングを公開で実施し、審査委員会において再評価を行ったうえで総合評価し、最優秀及び優秀各1者を選定します。

プレゼンテーション(技術提案書の説明)は、プロジェクター等の使用により行い、その後、審査委員会によるヒアリングを行います。ただし、提出済書類以外の追加資料の提出はできません。なお、プレゼンテーションの詳細については、対象者に別途通知します。

第2次審査の結果については、2次審査参加者全員に文書で通知します。選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けません。

Ⅲ その他

1 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) この要項に定める手続以外の手法により、審査委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 提出期間後に書類の提出があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 「提出書類作成要領」に違反する表現をした場合
- (5) その他審査委員会が本要項に違反すると認める場合

2 設計業務委託

- (1)委託業務名 (仮称) 鹿角市学習文化交流施設基本設計業務
- (2) 履行期限 平成24年1月
- (3)委託契約
 - ①本プロポーザルの最優秀者に、基本設計業務を委託する予定とします。
 - ②設計業務の委託料は、官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領(平成21年7月 国土交通省大臣官房官庁営繕部)並びに公共建築の工事監理等業務委託マニュアル (案)(平成22年5月全国営繕主管課長会議幹事会)に準じて作成した算定基準により算定した金額の範囲内とします。
 - ③最優秀者が契約締結を辞退した場合は、次点者(優秀者)と協議するものとします。
 - ④本業務以後の実施設計業務については、特別な事情がない限り、基本設計受託者と

随意契約により委託する予定とします。

3 受注資格の喪失

本業務を受注した一級建築士事務所(協力を受けるほかの建築士事務所を含む。)が 製造業及び建設業等の企業と関連を有する場合、当該関連を有する企業は、本契約に 関するすべての建設業務の受注資格を失うこととします。

4 技術提案書の取扱い

- (1) 技術提案書提出後において、設計者の特定までの間は技術提案書に記載された内容 の変更は認めません。
- (2) 技術提案書に記載した予定技術者は、本業務に係る全てが終了するまで、原則として変更できません。ただし、特別な理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの鹿角市の了承を得なければならない。
- (3) 基本設計等の作業については、選定者の技術提案書に記載された提案等を反映しつ つ、発注者との協議により進めるものとする。
- (4) 提出された全ての技術提案書は返却しません。
- (5) 提出された技術提案書等は、選定作業等に必要な範囲において複製を作成する場合 があります。
- (6) 提出された技術提案書等は、技術提案者特定後一定期間公表する場合があります。

5 その他

- (1) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募しようとする者の負担とします。
- (3) 現地視察は自由ですが、敷地内への立入はご遠慮ください。なお、現地視察及び調査を行う場合は、近隣の居住者等へ迷惑が掛からないよう十分に配慮してください。

6 配布資料

資料 1 (仮称) 学習文化交流施設基本計画

資料2 みんなで文化交流の杜をつくる会ワークショップ報告書

別図1 敷地案内図

別図2 敷地図